

## 水道料金及び下水道使用料等のあり方について（答申案）新旧対照表

新	旧（事前内容確認時）
<p>2 答申 （1）水道料金のあり方について</p>	<p>2 答申 （1）水道料金のあり方について</p>
<p>① 水道事業現状 （略）</p> <p>② 水道料金の改定の必要性について 現在の経営状況と今後の見通しについて改めて確認しながら検討を進めた結果、料金収入と経費について大きく乖離しつつあり、現行のままでは、今後の経営に大きな影響を与える可能性が高い状況となっている。また、施設の維持・更新に必要な建設投資の財源確保や災害などの不測の事態に備えるためには一定の水準の資金を確保しながら、経営健全に取り組んでいく必要がある。 水道は、生活に欠くことのできない極めて重要な<u>ライフライン</u>であることから、将来にわたってサービスを提供し続けるため、また、現役世代と将来世代の負担の公平性を確保するためには、水道料金の見直しが必要である。</p>	<p>① 水道事業現状 （略）</p> <p>② 水道料金の改定の必要性について 現在の経営状況と今後の見通しについて改めて確認しながら検討を進めた結果、料金収入と経費について大きく乖離しつつあり、現行のままでは、今後の経営に大きな影響を与える可能性が高い状況となっている。また、施設の維持・更新に必要な建設投資の財源確保や災害などの不測の事態に備えるためには一定の水準の資金を確保しながら、経営健全に取り組んでいく必要がある。 水道は、生活に欠くことのできない極めて重要な<u>生活インフラ</u>であることから、将来にわたってサービスを提供し続けるため、また、現役世代と将来世代の負担の公平性を確保するためには、水道料金の見直しが必要である。</p>
<p>③ 水道料金の改定</p> <p><u>ア 料金算定期間</u> <u>厚生労働省からの通知や日本水道協会発行の水道料金算定要領では、おおむね将来の3年から5年を基準に設定することが適当とされており、健全で持続可能な水道事業を目指すためにも料金算定期間を令和5年度から令和8年度までの4年間とすることは妥当である。</u></p> <p><u>イ 料金体系</u> 登米市は、基本使用料と<u>従量料金（累進制）</u>を併置する方法の二部料金制を採用している。これは使用水量に応じて料金変動する合理的なものとして、経営の安定性を確保でき、一般家庭（小口径）への負担抑制も図られていることから、現行の料金体系を維持することが妥当である。</p> <p><u>ウ 料金改定率</u> 料金算定期間である令和5年度から令和8年度までの<u>4年間</u>の総括原価に見合う平均15%の引き上げをすることは妥当である。</p>	<p>③ 水道料金の改定 （新）</p> <p><u>ア 料金体系</u> 登米市は、<u>従量制（累進制）</u>に基本使用料を併置する方法の二部料金制を採用している。これは使用水量に応じて料金変動する合理的なものとして、経営の安定性を確保でき、一般家庭（小口径）への負担抑制も図られていることから、現行の料金体系を維持することが妥当である。</p> <p><u>イ 料金改定率</u> 料金算定期間を令和5年度から令和8年度までの<u>4年間とした場合、この4年間</u>の総括原価に見合う平均15%の引き上げをすることは妥当である。</p>

新	旧（事前内容確認時）																																																																																								
<p><b>工</b> 料金改定の時期 （略）</p> <p><b>オ</b> 料金の定期的な見直し （略）</p> <p><b>カ</b> 改定額について <b>イ</b>及び<b>ウ</b>により、水道料金表を次のとおり改定することは妥当である。 （1ヶ月、税抜き）</p> <table border="1" data-bbox="457 600 1047 1108"> <thead> <tr> <th>メーター口径 (mm)</th> <th>水量区分 (m<sup>3</sup>)</th> <th>基本料金 (円)</th> <th>従量料金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">13</td> <td>1m<sup>3</sup>~10m<sup>3</sup></td> <td rowspan="3">1,400</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>11m<sup>3</sup>~50m<sup>3</sup></td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>51m<sup>3</sup>~</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1m<sup>3</sup>~100m<sup>3</sup></td> <td>25,300</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>101m<sup>3</sup>~400m<sup>3</sup></td> <td>34,500</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>401m<sup>3</sup>~</td> <td>40,300</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>1m<sup>3</sup>~500m<sup>3</sup></td> <td>115,000</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">75</td> <td>501m<sup>3</sup>~2000m<sup>3</sup></td> <td rowspan="2">184,000</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>2001m<sup>3</sup>~</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">100</td> <td>1m<sup>3</sup>~10000m<sup>3</sup></td> <td rowspan="4">1,380,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>10001m<sup>3</sup>~15000m<sup>3</sup></td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>15001m<sup>3</sup>~25000m<sup>3</sup></td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>25001m<sup>3</sup>~</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table>	メーター口径 (mm)	水量区分 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金 (円)	13	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	1,400	153	11m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	252	51m <sup>3</sup> ~	261	25	1m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	25,300	165	30	101m <sup>3</sup> ~400m <sup>3</sup>	34,500	180	40	401m <sup>3</sup> ~	40,300	199	50	1m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	115,000	165	75	501m <sup>3</sup> ~2000m <sup>3</sup>	184,000	190	2001m <sup>3</sup> ~	209	100	1m <sup>3</sup> ~10000m <sup>3</sup>	1,380,000	-	10001m <sup>3</sup> ~15000m <sup>3</sup>	109	15001m <sup>3</sup> ~25000m <sup>3</sup>	118	25001m <sup>3</sup> ~	127	<p><b>ウ</b> 料金改定の時期 （略）</p> <p><b>エ</b> 料金の定期的な見直し （略）</p> <p><b>オ</b> 改定額について <b>ア</b>及び<b>イ</b>により、水道料金表を次のとおり改定することは妥当である。 （1ヶ月、税抜き）</p> <table border="1" data-bbox="1760 600 2350 1108"> <thead> <tr> <th>メーター口径 (mm)</th> <th>水量区分 (m<sup>3</sup>)</th> <th>基本料金 (円)</th> <th>従量料金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">13</td> <td>1m<sup>3</sup>~10m<sup>3</sup></td> <td rowspan="3">1,400</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>11m<sup>3</sup>~50m<sup>3</sup></td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>51m<sup>3</sup>~</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1m<sup>3</sup>~100m<sup>3</sup></td> <td>25,300</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>101m<sup>3</sup>~400m<sup>3</sup></td> <td>34,500</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>401m<sup>3</sup>~</td> <td>40,300</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>1m<sup>3</sup>~500m<sup>3</sup></td> <td>115,000</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">75</td> <td>501m<sup>3</sup>~2000m<sup>3</sup></td> <td rowspan="2">184,000</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>2001m<sup>3</sup>~</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">100</td> <td>1m<sup>3</sup>~10000m<sup>3</sup></td> <td rowspan="4">1,380,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>10001m<sup>3</sup>~15000m<sup>3</sup></td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>15001m<sup>3</sup>~25000m<sup>3</sup></td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>25001m<sup>3</sup>~</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table>	メーター口径 (mm)	水量区分 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金 (円)	13	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	1,400	153	11m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	252	51m <sup>3</sup> ~	261	25	1m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	25,300	165	30	101m <sup>3</sup> ~400m <sup>3</sup>	34,500	180	40	401m <sup>3</sup> ~	40,300	199	50	1m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	115,000	165	75	501m <sup>3</sup> ~2000m <sup>3</sup>	184,000	190	2001m <sup>3</sup> ~	209	100	1m <sup>3</sup> ~10000m <sup>3</sup>	1,380,000	-	10001m <sup>3</sup> ~15000m <sup>3</sup>	109	15001m <sup>3</sup> ~25000m <sup>3</sup>	118	25001m <sup>3</sup> ~	127
メーター口径 (mm)	水量区分 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金 (円)																																																																																						
13	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	1,400	153																																																																																						
	11m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>		252																																																																																						
	51m <sup>3</sup> ~		261																																																																																						
25	1m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	25,300	165																																																																																						
30	101m <sup>3</sup> ~400m <sup>3</sup>	34,500	180																																																																																						
40	401m <sup>3</sup> ~	40,300	199																																																																																						
50	1m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	115,000	165																																																																																						
75	501m <sup>3</sup> ~2000m <sup>3</sup>	184,000	190																																																																																						
	2001m <sup>3</sup> ~		209																																																																																						
100	1m <sup>3</sup> ~10000m <sup>3</sup>	1,380,000	-																																																																																						
	10001m <sup>3</sup> ~15000m <sup>3</sup>		109																																																																																						
	15001m <sup>3</sup> ~25000m <sup>3</sup>		118																																																																																						
	25001m <sup>3</sup> ~		127																																																																																						
メーター口径 (mm)	水量区分 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金 (円)																																																																																						
13	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	1,400	153																																																																																						
	11m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>		252																																																																																						
	51m <sup>3</sup> ~		261																																																																																						
25	1m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	25,300	165																																																																																						
30	101m <sup>3</sup> ~400m <sup>3</sup>	34,500	180																																																																																						
40	401m <sup>3</sup> ~	40,300	199																																																																																						
50	1m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	115,000	165																																																																																						
75	501m <sup>3</sup> ~2000m <sup>3</sup>	184,000	190																																																																																						
	2001m <sup>3</sup> ~		209																																																																																						
100	1m <sup>3</sup> ~10000m <sup>3</sup>	1,380,000	-																																																																																						
	10001m <sup>3</sup> ~15000m <sup>3</sup>		109																																																																																						
	15001m <sup>3</sup> ~25000m <sup>3</sup>		118																																																																																						
	25001m <sup>3</sup> ~		127																																																																																						
<p>(2) 下水道使用料のあり方について</p> <p>① 下水道事業の現状</p> <p>登米市の下水道事業は、「経営の見える化」の第一歩として、令和2年4月より地方公営企業法の全部を適用し、公共下水道事業や農業集落排水事業など5つの事業を1つの事業として開始された。</p> <p>そのような中、地方公営企業法による経費負担の原則により、汚水処理費用は受益者である使用者からの使用料により賄うとされている。しかし、<b>過去2会計年度の決算における</b>使用料収入では汚水処理費用の75%程度しか賄えておらず、不足分を一般会計繰入金に依存した状態が明らかとなっている。これは、独立採算の原則、受益者負担の原則とは、乖離した状況であり改善すべき状況である。</p> <p>また、平成22年4月に平均改定率約27%の使用料改定を行ってから、12年間現行料金を維持している。使用料収入は新規接続者の増加により、令和2年度より微増とはなっているが、有収水量は減少している。</p>	<p>(2) 下水道使用料のあり方について</p> <p>① 下水道事業の現状</p> <p>登米市の下水道事業は、「経営の見える化」の第一歩として、令和2年4月より地方公営企業法の全部を適用し、公共下水道事業や農業集落排水事業など5つの事業を1つの事業として開始された。</p> <p>そのような中、地方公営企業法による経費負担の原則により、汚水処理費用は受益者である使用者からの使用料により賄うとされている。しかし、<b>令和3年度決算における</b>使用料収入では汚水処理費用の75.1%しか賄えておらず、不足分を一般会計繰入金等に依存した状態が明らかとなった。これは、独立採算の原則、受益者負担の原則とは、乖離した状況であり、<b>下水道を利用していない市民との公平性の観点からも</b>改善すべき状況である。</p> <p>また、平成22年4月に平均改定率約27%の使用料改定を行ってから、12年間現行料金を維持している。使用料収入は新規接続者の増加により、令和2年度より微増とはなっているが、有収水量は減少している。</p>																																																																																								

新	旧（事前内容確認時）
<p>需要予想によると、今後も人口減少の影響により下水道使用料の大幅な増加は見込めない状況にある。一方で、<u>処理施設</u>の老朽化に伴う _____ 建設改良費が増大していく見通しであり、経営はさらに厳しい状況になると見込まれる。</p>	<p>需要予想によると、今後も人口減少の影響により下水道使用料の大幅な増加は見込めない状況にある。一方で、<u>施設</u>の老朽化に伴う <u>更新や污水管の更新</u>の建設改良費が増大していく見通しであり、経営はさらに厳しい状況になると見込まれる。</p>
<p>② 下水道使用料の改定の必要性について (略)</p>	<p>② 下水道使用料の改定の必要性について (略)</p>
<p>③ 下水道使用料の改定</p> <p><u>ア 使用料算定期間</u> 国土交通省からの通知や日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」では、おおむね将来の3年から5年を基準に設定することが適当とされており、<u>健全で持続可能な下水道事業を目指すためにも使用料算定期間を令和5年度から令和8年度までの4年間とすることは妥当である。</u></p> <p><u>イ 使用料体系</u> (略)</p> <p><u>ウ 使用料改定率</u> 使用料算定期間 <u>である</u> 令和5年度から令和8年度までの4年間の _____ 汚水処理費用の維持管理費 <u>分</u> を賄える平均 33% の使用料の引き上げをすることは妥当である。</p> <p>ただし、公平な負担を確保するということから基本水量付き基本使用料制を廃止 <u>する</u> ことにより、10 m<sup>3</sup>以下の使用料が急激に増加するため、少量使用者の負担が大きくなることを考慮し _____、1 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>までの従量料金単価を抑え、10 m<sup>3</sup>使用時における基本水量と従量料金を併せた金額を 33% の改定率とし、少量使用者に <u>おける</u> 使用料の抑制を <u>図る</u> ことは妥当であると判断する。</p> <p>また、独立採算に向けた第一段階目として下水道使用料を 33% 改定とし経費回収率（維持管理費）100% を目標とすることは妥当である。しかし、改定の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に甚大な影響をもたらしている状況である。また、水道料金と下水道使用料を同時期に改定を行うため、大幅な改定は使用者に大きな負担となることから、初年度については改定率を抑え、2年目に予定の改定率とするような検討をされたい。</p>	<p>③ 下水道使用料の改定 (新)</p> <p><u>ア 使用料体系</u> (略)</p> <p><u>イ 使用料改定率</u> 使用料算定期間 <u>を</u> 令和5年度から令和8年度までの4年間 <u>とした場合</u>、汚水処理費用の維持管理費 <u>用</u> を賄える平均 33% の使用料の引き上げをすることは妥当である。</p> <p>ただし、公平な負担を確保するということから基本水量付き基本使用料制を廃止 <u>した</u> ことにより、10 m<sup>3</sup>以下の使用料が急激に増加するため、少量使用者の負担が大きくなることを考慮 <u>した</u>。 <u>すなわち</u>、1 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>までの従量料金単価を抑え、10 m<sup>3</sup>使用時における基本水量と従量料金を併せた金額を 33% の改定率とし、少量使用者に <u>おいて</u> 使用料の抑制を <u>行う</u> ことは妥当であると判断する。</p> <p>また、独立採算に向けた第一段階目として下水道使用料を 33% 改定とし経費回収率（維持管理費）100% を目標とすることは妥当である。しかし、改定の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に甚大な影響をもたらしている状況である。また、水道料金と下水道使用料を同時期に改定を行うため、大幅な改定は使用者に大きな負担となることから、初年度については改定率を抑え、2年目に予定の改定率とするような検討をされたい。</p>

新	旧（事前内容確認時）																																		
<p><u>エ</u> 使用料改定の時期 （略）</p> <p><u>オ</u> 使用料の定期的な見直し （略）</p> <p><u>カ</u> 改定額について <u>イ</u>及び<u>ウ</u>により、下水道使用料を次のとおり改定することは妥当である。 （1ヶ月、税抜き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">汚水の排出量による区分</th> <th>下水道使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基本使用料</td> <td>1,430</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">従量使用料</td> <td>0 m<sup>3</sup>～10m<sup>3</sup></td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>11m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup></td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>51m<sup>3</sup>～100m<sup>3</sup></td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>101m<sup>3</sup>～400m<sup>3</sup></td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>401m<sup>3</sup>～</td> <td>222</td> </tr> </tbody> </table>	汚水の排出量による区分		下水道使用料(円)	基本使用料		1,430	従量使用料	0 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	46	11m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	198	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	208	101m <sup>3</sup> ～400m <sup>3</sup>	211	401m <sup>3</sup> ～	222	<p><u>ウ</u> 使用料改定の時期 （略）</p> <p><u>エ</u> 使用料の定期的な見直し （略）</p> <p><u>オ</u> 改定額について <u>ア</u>及び<u>イ</u>により、下水道使用料を次のとおり改定することは妥当である。 （1ヶ月、税抜き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">汚水の排出量による区分</th> <th>下水道使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基本使用料</td> <td>1,430</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">従量使用料</td> <td>0 m<sup>3</sup>～10m<sup>3</sup></td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>11m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup></td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>51m<sup>3</sup>～100m<sup>3</sup></td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>101m<sup>3</sup>～400m<sup>3</sup></td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>401m<sup>3</sup>～</td> <td>222</td> </tr> </tbody> </table>	汚水の排出量による区分		下水道使用料(円)	基本使用料		1,430	従量使用料	0 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	46	11m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	198	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	208	101m <sup>3</sup> ～400m <sup>3</sup>	211	401m <sup>3</sup> ～	222
汚水の排出量による区分		下水道使用料(円)																																	
基本使用料		1,430																																	
従量使用料	0 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	46																																	
	11m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	198																																	
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	208																																	
	101m <sup>3</sup> ～400m <sup>3</sup>	211																																	
	401m <sup>3</sup> ～	222																																	
汚水の排出量による区分		下水道使用料(円)																																	
基本使用料		1,430																																	
従量使用料	0 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	46																																	
	11m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	198																																	
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	208																																	
	101m <sup>3</sup> ～400m <sup>3</sup>	211																																	
	401m <sup>3</sup> ～	222																																	
3 付帯意見	3 付帯意見																																		
(1) 共通	(1) 共通																																		
<p>① 人口減少社会に対応した施設規模への移行 今後の給水人口及び水需要の減少を想定したダウンサイジングを前提とした施設の再編・更新を行うとともに、<u>アセットマネジメント(資産管理)</u>に基づいた<u>施設</u>の更新・耐震化を行うことで、施設更新費用の平準化・抑制化を図り、さらなる合理化、効率化など経営の健全化に努められたい。</p> <p>② 効率的経営による支出抑制 （略）</p> <p>③ 情報発信の強化による市民理解の促進と事業への参加・協力意識の醸成 （略）</p>	<p>① 人口減少社会に対応した施設規模への移行 今後の給水人口及び水需要の減少を想定したダウンサイジングを前提とした施設の再編・更新を行うとともに、<u>管路においてもアセットマネジメント(資産管理)</u>に基づいた<u>老朽管</u>の更新・耐震化を行うことで、施設更新費用の平準化・抑制化を図り、さらなる合理化、効率化など経営の健全化に努められたい。</p> <p>② 効率的経営による支出抑制 （略）</p> <p>③ 情報発信の強化による市民理解の促進と事業への参加・協力意識の醸成 （略）</p>																																		

新	旧（事前内容確認時）
<p>(2) 水道事業</p> <p>① 施設統廃合計画の推進 令和4年5月に当審議会から<u>  </u>答申した、将来の水需要を踏まえた施設の整備計画である『登米市水道事業施設統廃合計画』について、人口減少社会における持続可能な事業運営に資するよう適切に計画を推進されたい。</p> <p>② 実効性のある有収率向上対策の実施 (略)</p>	<p>(2) 水道事業</p> <p>① 施設統廃合計画の推進 令和4年5月に当審議会から<u>  </u>答申した、将来の水需要を踏まえた施設の整備計画である『登米市水道事業施設統廃合計画』について、人口減少社会における持続可能な事業運営に資するよう適切に計画を推進されたい。</p> <p>② 実効性のある有収率向上対策の実施 (略)</p>
<p>(3) 下水道事業</p> <p>① 接続率向上への取り組みの強化 下水道未接続者に対し、<u>広報活動等により下水道事業への理解を図る啓発</u>に加え、様々なアプローチを行い、具体的な数値目標を掲げながら接続率の向上を図るよう努められたい。</p> <p>② 官民連携型の包括的業務委託への転換 (略)</p> <p>③ 施設統廃合の計画策定と実施の取り組み (略)</p>	<p>(3) 下水道事業</p> <p>① 接続率向上への取り組みの強化 下水道未接続者に対し、<u>下水道事業への理解を図る広報活動等での周知</u>に加え、様々なアプローチを行い、具体的な数値目標を掲げながら接続率の向上を図るよう努められたい。</p> <p>② 官民連携型の包括的業務委託への転換 (略)</p> <p>③ 施設統廃合の計画策定と実施の取り組み (略)</p>
<p>4 おわりに</p> <p>本答申においては、付帯意見として健全な経営による持続可能なサービスの提供を行っていくために、今後の経営において、確実に実施していくべきことを述べたところがある。</p> <p>料金・使用料の改定は将来も避けられないものと理解するが、そのためにも付帯意見として記した内容についてはしっかりと検討・実行し、市民に対する説明責任を果たすことができるよう、事業を進めていくことが必要である。</p> <p>また、市民に対して、経営状況や施設の状況などの情報を的確に伝え、事業への理解や協力を得ていかなければ、人口減少社会において事業の持続性を保っていくことが難しくなるものと考えられる。そのため広報活動や啓発活動が今後ますます重要であるという認識を持ち、創意工夫をもって実行していただきたい。</p>	<p>(新)</p> <p>(新)</p>

新	旧（事前内容確認時）
<p>人口減少や施設の老朽化に加え、本審議会での議論の最中に勃発したロシアによるウクライナ侵攻や、長引くコロナ禍の影響により、不透明さを増す社会・経済情勢の中での厳しい経営環境下ではあるが、惜しめない経営努力により、本答申が登米市上下水道事業の安定的な経営に寄与し、大切なライフラインが次世代に引き継がれることを切望する。</p>	<p>（新）</p>